　　　　　　　　　　　　　　井原市介護保険事故報告事務取扱要領

（趣　旨）

第１　この要領は、介護サービス等の提供に係る事故防止に資することを目的とし、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定居宅介護支援等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に基づき、介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が井原市（以下「保険者」という。）の介護保険被保険者を対象として介護サービス及び介護予防サービスを提供中に事故が発生した場合の事務手続について定めるものとする。

（事故の範囲）

第２　事業者が保険者へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷若しくは失踪した場合

ア　「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通してすべて含まれるものとする。短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び介護保険施設サービスにおいては、入所から退所までをサービス提供中とする。

イ　「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は報告対象外とする。

ウ　「負傷」とは、通院入院を問わず医師の保険診療を要したもの。

エ　「失踪」とは、サービス提供中に、利用者の所在が不明となり、警察に捜索願が出された場合とする。

（2）　施設等における感染防止等の観点から対策が必要な疾患であって、インフルエンザ、感染性胃腸炎等の５類定点報告疾患や疥癬の発生が認められた場合

（3）　その他家族から苦情が出ている場合等保険者が必要と認める場合

（報　告）

第３　事業者は、第２に定める事故が発生した場合、介護保険事業者・事故報告書（別紙報告様式）により、できる限り速やかに（3日以内を目途）第１報を、井原市介護保険課に行うこと。第１報には、事故の概要までを記入し、提出すること。

２　事業者は、前項の第１報後、概ね2週間以内に、第1項の報告様式により、井原市介護保険課へ第２報を行うこと。第２報は、第1報後の対応、経過及び事故の原因並びに再発防止に関する今後の対応及び方針までを記入し、提出すること。

３　第２報の時点において、当該事故が完結していない場合には、その時点における進捗状況又は完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載すること。

４　事業者は、第２報時に、必要に応じて市から求められた資料を提出すること。

（公表等）

第４　保険者は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資するものとする。

２　保険者は、事業者が運営基準に違反し、次の各号にいずれかに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。

(1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合

(2)事業者が事故の再発防止に取り組まない場合

(3)その他利用者保護のため、保険者が必要と認めた場合

附　則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成18年11月21日から施行する。

介護保険事業者による介護サービス等の提供に係る事故報告の概要について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成18年11月21日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　井原市介護保険課

　井原市介護保険事故報告事務取扱要領により、次のとおり「介護保険事業者による介護サービスの提供にかかる事故報告の概要」を定めましたので連絡します。

　今後この概要に従い、事故発生時の適切な対応及び事故報告を行ってくださるようにお願いします。

１．事故発生時の対応

介護保険指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）及び介護保険施設等の運営に関する基準に基づき、指定居宅サービス等事業者及び介護保険施設等は、利用者に対する介護サービス及び介護予防サービス等提供に係わって事故が発生した場合には、速やかに井原市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととし、あわせて事故の再発防止に努めること。

２．井原市に報告すべき事故の範囲

(1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷、失踪した場合

(2) 感染症等の発生が認められた場合

(3) その他、利用者の家族等から苦情が出ている場合等、保険者が必要と認める場合事故範囲の詳細については、井原市介護保険事故報告事務取扱要領参照。

３．事故報告の期限

(1) 第1報は3日以内とし、事故の概要までを記入した事故報告書を提出すること。

(2) 第２報は、第１報後、概ね２週間以内とし、事故後の対応・経過、今後の対応・方針までを記入した事故報告書を提出すること。

なお、第２報報告時点で、当該事故が完結していない場合には、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載すること。また、第１報で報告が完了する場合は、報告完了欄にチェックし、第１報のみで可とする。

４．公表について

保険者は、事業者が運営基準に違反し、次の各号の一つに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。

(1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合

(2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合

(3) その他利用者保護のため、保険者が必要と認めた場合

５．報告先

　　井原市介護保険課

　　　　〒715-8601　　井原市井原町311番地１

　　　　　電話（0866）62－9519　　FAX（0866）65-0268

　　　　　E－mail：kaigo＠city.ibara.okayama.jp